

8月1日から福祉医療費受給者証が更新になります

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

◆福祉医療費（医療費特別給付金）制度とは？

医療費（一部負担金）の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減するために設けられている制度です。



◆更新手続き

【更新】 ○該当される方には、7月下旬に受給者証を郵送しますので手続きは不要です。

○前年度所得の確認が必要な方にはご通知しますので、役場窓口での手続きが必要となります。

【新規】 ※下記の資格要件にあてはまる方で、福祉医療の申請をされていない方は、住民福祉課 社会福祉係 窓口（3番）で申請してください。

◆福祉医療費受給資格要件

心身等に障害のある方	身体障害者手帳の1級、2級及び3級の方	
	療育手帳所持者（A1、A2、B1）	
	精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方	
	特別児童扶養手当1級対象児童	
	障害年金1級9、10、11号を受給されている方	
65歳以上	身体障害者手帳4級の音声、言語機能及び下肢障害の1号、3号、4号の方	
	障害年金の1級、2級を受給されている方	
母子・父子家庭等	18歳未満または20歳未満で高校在学中の子を養育しているひとり親およびその子、または父母のいない児童	

※乳幼児・児童・生徒に該当する方は、平成23年度より有効期限が出生・転入の日から満15歳に到達した年の3月31日までになっていますので、今回受給者証は郵送されません。

子宮がん検診のお知らせ

問 申込 住民福祉課 保健予防係（保健センター） ☎62-9134

子宮がん検診を下記のとおり実施します。申し込みをされた方は受診してください。申し込みをされていない方で、受診を希望される方は、住民福祉課保健予防係（保健センター）までお申し込みください。

【対象者】 平成7年4月1日までに生まれた女性で、富士見地区・立沢集落組合・乙事区・広原区の方。
※妊娠中の方は受診しないでください。

【日 程】

期 日	会 場	受 付 時 間
7月 9日(水)	保健センター	午後1時～午後1時30分
7月10日(木)		
7月18日(金)		
8月 5日(火)		
8月20日(水)		
8月21日(木)		

〈注意事項〉
※番号札は午後0時30分にお出します。
※午後1時「検診の流れ、注意事項等」について説明します。



【検診一部負担金】 1,000円（検診当日にお持ちください）

【健診一部負担金が免除される方（無料の方）】

- ①昭和20年4月1日以前に生まれた方（年齢で判断できるため、免除の申請は必要ありません）
- ②65歳以上で障がいの認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、免除の申請をされた方
- ③生活保護法（昭和25年法律144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方で、免除の申請をされた方
- ④当該年度分の町民税非課税世帯に属する方で、免除の申請をされた方

● 一部負担金免除の申請方法につきましては、健診を申し込まれた方に通知します。